

福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市上下水道局が発注する 福井市下水道管路施設包括的維持管理業務委託（以下「本業務」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項及び福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第97条第1項の規定により落札者を決定する場合における調査（以下「低入札価格調査」という。）の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要綱の対象となる業務は、総合評価方式（地方自治法施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方式をいう。以下同じ。）による本業務のうち、計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務（以下「対象業務」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格とは、当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合等の基準となる価格をいう。

- 2 調査基準価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む）の100分の91から100分の93までの範囲内で定める。
- 3 調査基準価格は、本業務の入札執行官が決定するものとする。
- 4 計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務に係る調査基準価格は、全体の調査基準価格に、それぞれの設計金額が本業務の設計金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。
- 5 総合評価方式による評価値が最も高い者（以下「最高評価値者」という。）が行った入札に係る内訳価格のうち、計画的維持管理業務又は日常的維持管理業務の価格が、前項の規定により算定した調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を行うものとする。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格とは、入札の価格が調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合した履行がされないこととなる蓋然性が高いと判断する基準となる価格をいう。

- 2 失格基準価格は、調査基準価格に100分の90を乗じた価格とする。
- 3 失格基準価格は、本業務の入札執行官が決定するものとする。
- 4 計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務に係る失格基準価格は、全体の失格基準価格に、

それぞれの設計金額が本業務の設計金額の総額に占める割合を乗じて得た額とする。

- 5 最高評価値者が行った入札に係る内訳価格のうち、計画的維持管理業務又は日常的維持管理業務の価格が、前項の規定により算定した失格基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施せず失格とする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 対象業務に係る入札公告等には次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格を設定していること。
- (2) 入札価格のほか、統括管理業務、計画的維持管理業務及び日常的維持管理業務の価格を記載した内訳書を提出しなければならないこと。
- (3) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、最高評価値者であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者で低入札価格調査の対象となるものは、資料の提出及び事情聴取に協力すべきこと。

(低入札価格調査の実施)

第6条 下水管路課は、入札の結果、最高評価値者が行った入札に係る価格のうち、計画的維持管理業務又は日常的維持管理業務の価格が第3条第4項の規定により算定した調査基準価格を下回った場合は、当該最高評価値者に対し低入札価格調査の対象である旨を通知し、低入札価格調査を行うものとする。

- 2 低入札価格調査は、次に掲げる事項についての事情聴取等により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 当該業務に関連する手持ち工事及び業務の状況
- (3) 当該業務の作業場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材の購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 手持ち機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 再委託の契約予定業者名及び当該契約予定金額

(9) 配置予定技術者

(10) 建設資材の分別解体及び搬出についての計画

(11) 過去に施工した公共工事及び業務の実績（件名、発注者及び工事成績等）

(12) 経営状況、信用状態その他の必要な事項

3 下水管路課は、低入札価格調査を行うときは、最高評価値者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1)入札価格調査票（様式第1号）

(2)入札価格の積算内訳書

(3)工程表

（調査結果の審議）

第7条 下水管路課は、最高評価値者が行った入札の価格による契約の内容に適合した履行の可否を審議するため、前条の規定による調査を行った結果を別に定める審議会の審議に付すものとする。

（審議会の審議に基づく落札候補者の決定）

第8条 審議会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最高評価値者を落札候補者として決定する。

2 審議会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、総合評価方式による評価値が最高評価値者に次いで高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。

3 次順位者が行った入札に係る価格のうち、計画的維持管理業務又は日常的維持管理業務の価格が、第3条第4項の規定により算定した調査基準価格を下回る価格であるときは、下水管路課は、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

4 前項の規定による低入札価格調査を行ってもなお、落札候補者が決定しない場合で、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者があるときは、総合評価方式による評価値が高い者から順に前2項の規定を適用し、落札候補者を決定するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行する。